

兵庫県立大学 大学院情報科学研究科
教育用シミュレーション・DX システム 一式賃貸借契約書（案）

兵庫県公立大学法人（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、兵庫県立大学 大学院情報科学研究科教育用シミュレーション・DX システム 一式を賃貸借させることについて、下記の条項に従い、これを履行するものとする。

（目的）

第1条 乙は、次の機器を甲に賃貸するとともに、機器の保守（以下「保守業務」という。）を行う。

- (1) 賃貸借物品名 兵庫県立大学 大学院情報科学研究科
教育用シミュレーション・DX システム 一式（別添仕様書のとおり）
- (2) 設置場所 別添仕様書のとおり

（処理方法）

第2条 乙は、この契約書、別添仕様書、図面等及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、賃貸及び保守業務を履行するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 この契約の期間は、令和9年3月16日から令和14年3月15日までとする。

（賃貸借料及び保守料金）

第4条 賃貸借料（保守業務を含む）は、月額金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇〇円）とする。ただし、契約期間中に1ヶ月未満の端数を生じた月、又は乙の責めに帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料及び保守料金は、日割計算により算出するものとする。

- 2 甲は、税法の改正等により消費税額等の税率が変更となった場合は、保守業務に対して、変更後の税率に基づき算出された消費税額等を負担するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、兵庫県公立大学法人契約事務規程第27条本文の規定により、甲が定める期日までに、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額を納付または同規程第27条1項の規定により、契約締結日までに履行保証保険契約を締結しなければならない。

（機器の保守）

第6条 乙は、機器が完全な機能を保つために、自己の負担において必要に応じ、その調整・修理を行わなければならない。

- 2 機器の故障は、甲の不注意又は著しく不合理な使用により生じた場合を除き、乙が速やかに無償で修理しなければならない。
- 3 機器の調整及び修理にあたり必要な電気料金は甲の負担とする。

（機器の追加取替及び改造）

第7条 甲は、機器を追加し、又は据付場所を変更する必要があるときは、あらかじめ文書をもって乙の承認を得るものとし、これに必要な費用は甲の負担とする。

(物品の返還)

第8条 甲は、使用期間が終了し又は契約を解除した場合、機器を据付引渡のときの原状に回復して乙に返還するものとする。

2 機器の返還に要する解体、荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(善管注意義務)

第9条 甲は、善良な管理者の注意をもって機器に適合する環境で保管しなければならない。

2 甲の故意又は過失によって機器に損害を与えた場合は、乙は、甲に対しその賠償を請求することができる。

3 甲は、機器を他人の権利の目的物とすることができない。

(立入権及び秘密の保持)

第10条 乙は、機器の納入、据付、調整、保守業務及び修理のために、その関係者を機器の据付場所に立ち入らせることができる。

2 乙は、前項の立入に関して知り得た秘密を自ら利用し又は第三者に漏らしてはならない。

3 賃貸及び保守業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティ対策)

第11条 乙は、保守業務における情報セキュリティ対策のために、別添「兵庫県公立大学法人情報セキュリティポリシー」を守らなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、保守業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(内容の変更等)

第14条 甲は、必要に応じて、保守業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(著作権等の取扱い)

第15条 乙は、保守業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

(調査等)

第16条 甲は、乙の保守業務の処理状況について、随時に調査し若しくは必要な報告を求め、又は保守業務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

(検査及び引渡し)

第 17 条 乙は、保守業務が完了したときは、結果報告書を甲に提出しなければならない。

(賃貸借料の支払)

第 18 条 乙の毎月の保守業務の完了の後、賃貸借料の支払を請求することができる。

2 甲は、請求書により前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から 30 日以内に賃貸借料及び保守料金を支払うものとする。ただし特別の理由がある場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第 19 条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、賃貸借料につき年 10.75 パーセントの割合で計算した額とする。

(解除等)

第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

(4) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関してその公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときはこの契約を解除することができる。

3 第 1 項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額の 10 分の 1 に相当する額。

(2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額の 10 分の 1 に相当する額。

4 第 1 項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 第 2 項の規定により契約が解除された場合に、乙に損害が生じたときには、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

(暴力団等の排除)

第 21 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 3 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 22 条 甲は、必要に応じ乙が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くことができる。

第 23 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(適正な労働条件の確保)

第 25 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第 26 条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後及び保守業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(氏名等の公表)

第 27 条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第 9 条第 1 項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前 2 項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する兵庫県公立大学法人の会計年度を含む 6 会計年度の間は、適用があるものとする。

(補則)

第 28 条 この契約書に定めのない事項については、甲が定める兵庫県公立大学法人会計規程（平成 25 年法人規程第 52 号）、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成 25 年法人規程第 56 号）、その他関連規程によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 神戸市西区学園西町 8 丁目 2 - 1
兵庫県公立大学法人
理事長 國井 総一郎

乙

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事業所内、又は契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙並びに再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること並びに当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

兵庫県公立大学法人情報セキュリティポリシー

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置・運営する大学（以下「大学」という。）の全構成員に情報セキュリティの考え方を正しく認識することを周知徹底し、法人の情報資産を厳重な管理のもとに運用するため、情報セキュリティポリシーを策定する。

1 用語の定義

情報セキュリティポリシーで使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 情報システム

同一組織内において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

(2) 情報資産

情報システムの開発、運用及び保守、利用等に係るすべての電磁的に記録されたデータをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

機密性とは、情報にアクセスすることが許可されたものだけがアクセスできることを確実にすること。

完全性とは、情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。

可用性とは、許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

2 構成

法人の情報セキュリティポリシーは、「本文書」と大学において別に定める複数の「ガイドライン」から構成される。

「ガイドライン」は、システム管理者・利用者が情報セキュリティへの責任を果たすため、情報セキュリティポリシーを詳細に定義しているものである。

3 適用範囲及び対象者

(1) 適用範囲

法人の情報システム及び情報資産のほか、法人以外のコンピュータで本学の情報ネットワークシステムに一時的に接続されるコンピュータ及びそれらが扱う情報を含むものとする。

(2) 適用対象者

大学の教職員（臨時・非常勤の教職員を含む。）、学部・大学院学生（聴講生、特別聴講生及び科目等履修生を含む。）、研究生及び本学で研究活動を行う客員研究員・研修員等の研究者並びに本学の委託業者及び来学者等本学の情報資産を利用するすべての者とする。

4 管理体制

情報セキュリティ管理体制を次のとおり構成する。

(1) 最高情報セキュリティ責任者

- ア 情報セキュリティポリシーに基づき、法人内のすべての情報セキュリティに関する管理施策を実施する総括的な権限と責任を有する。
- イ 理事会等へ情報セキュリティに関する重要事項の報告又は勧告を行う。
- ウ 最高情報セキュリティ責任者は、最高情報責任者（CIO）とする。

(2) 情報セキュリティ管理者

- ア 法人の情報システムが円滑に運用されるように、法人の情報システム管理の実施に関し総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。
- イ 地区システム管理責任者を通じて、すべての部局に遵守すべき情報セキュリティ対策の励行を周知徹底するとともに、必要な技術的措置を指示する。
- ウ 情報セキュリティの保持と強化のための技術的な調査検討を行い、必要な提案を行うとともに緊急時の総括的な対応窓口となる。
- エ 情報セキュリティを守るために必要と判断したときは、緊急避難措置をとることができる。地区システム管理責任者から緊急避難措置の依頼があった場合も必要性を判断し同様に扱うものとする。
- オ 全学情報セキュリティ管理者は、副最高情報責任者（副CIO）とする。

(3) 部局情報セキュリティ責任者

- ア 大学の各部局における情報セキュリティに関する権限と責任を有し、適宜、教授会等へ情報セキュリティに関する報告又は勧告を行う。
- イ 最高情報セキュリティ責任者に、適宜、情報セキュリティに関する重要事項の報告又は提言を行う。
- ウ 部局情報セキュリティ責任者は、部局長とする。

(4) 地区システム管理責任者

- ア 神戸商科地区、姫路工学地区、播磨理学地区、姫路環境人間地区、明石看護地区、神戸情報科学地区、淡路緑景観地区、豊岡ジオ・コウノトリ地区、神戸防災地区、自然・環境科学研究所地区及び芸術文化観光専門職大学地区（以下「地区」という。）の当該地区における情報セキュリティの保持と強化に当たり、部局情報セキュリティ責任者を補佐する。
- イ 当該地区の情報セキュリティが円滑に運営されるよう遵守すべき情報セキュリティ対策の励行を周知徹底するとともに、技術的な調査研究と対策の任に当たる。
- ウ 当該地区内における情報セキュリティを守るために必要と判断したときは、緊急避難措置をとることができる。緊急避難措置をとった場合は、情報セキュリティ管理者及び部局情報セキュリティ責任者にその事実を速やかに報告するものとする。
- エ 地区システム管理責任者は、学術情報館のある地区については学術情報館長、学術情報館のない地区については当該地区の部局長が指名するものとする。

(5) システム管理者

個々の情報システムを維持・管理する教職員をいい、そのシステムの情報セキュリティを維持するための責任を負う。

(6) 利用者

個々の情報システムを利用する教職員及び学生等をいい、その利用に際しては、情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

(7) 情報セキュリティポリシーに関する委員会

情報セキュリティポリシーに関する事項を審議・実施する委員会は、公立大学法人法人総合情報基盤本部運営委員会とする。

5 情報セキュリティポリシーの改訂等

(1) 公立大学法人情報システム本部運営委員会は、利用者の情報セキュリティポリシーに対する意見や要望を収集し、法人の情報セキュリティポリシーの妥当性を評価するとともに必要に応じて内容の改訂、ガイドラインの策定及び改定を行うものとする。

(2) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシーの改訂状況等を必要に応じて理事会等へ報告するものとする。

6 遵守義務と違反者への対応

(1) 遵守義務

ア 利用者は、情報セキュリティポリシーの関連項目に精通し、情報資産の利用にあたって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、情報セキュリティに関する法令・学内諸規程を遵守するとともに人権の尊重及びプライバシーの保護についても充分配慮するものとする。

イ 利用者は、情報セキュリティに関する問題が発生した場合には、速やかに部局情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

(2) 違反者への対応

情報セキュリティポリシーに違反した者に対しては、発生した事案の状況等に応じて、法人諸規程に基づき、情報システムの利用制限措置等を講じることがある。

附 則

このセキュリティポリシーは、令和3年4月1日から施行する。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年 月 日

兵庫県公立大学法人

理事長 國井 総一郎 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立大学 大学院情報科学研究科教育用シミュレーション・DXシステム一式賃貸借契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに本法人へ報告を行うこと。
 - ア 兵庫県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを本法人に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに本法人が行う本契約の解除、違約金の請求その他本法人が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 本法人に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年 月 日

兵庫県公立大学法人 理事長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）